

第10章 ダイオキシン類

1. 概要

ダイオキシン類は工業的に作られることはありませんが、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で、意図せずにできてしまう物質です。そのため環境中には広く存在していますが、量は極めて微量です。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼工程の他、金属精錬の燃焼工程や、紙などの塩素漂白工程など様々なものがあります。また、かつて使用されていたPCBや、一部の農薬に不純物として含まれていたものが土壤や底泥などに蓄積し、そこから環境中に出現することも言われています。

平成11年7月16日に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類と定義しています。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体があり、その毒性は異なっていますので、その中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算した毒性等価係数(TEF)を用いて毒性等量(TEQ)として表示することにより毒性の評価をしています。

ダイオキシン類は「青酸カリよりも毒性が強く、地上最強の猛毒」と言われることがありますが、天然の毒物にはボツリヌス菌や破傷風菌の毒素などといったダイオキシン類よりも強い毒性を持ったものがあります。ただし人工物質としてはダイオキシン類が最も強い毒性をもつ物質と言われています。

表10-1 ダイオキシン類に係る環境基準(抜粋)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2 . 調査結果

(1) 大気

本市では、平成 22 年度に大清水測定局、幡谷測定局において一般大気環境中のダイオキシン類の測定を行いました。測定結果は 0.040pg-TEQ/ m³ (大清水測定局) 、 0.038pg-TEQ/ m³ (瓢谷測定局) となり、環境基準値を満足していました。また県が行った加良部測定局での測定結果についても、 0.045pg-TEQ/ m³ で基準値を満足していました。

表 10 - 2 大清水・幡谷測定局大気調査結果 (単位 : pg-TEQ/ m³)

測 定 日	測 定 結 果	
	大清水測定局	幡谷測定局
平成 22 年 7 月 21 日 ~ 7 月 28 日	0.036	0.033
平成 23 年 1 月 26 日 ~ 2 月 2 日	0.043	0.043
年 平 均 値	0.040	0.038

表 10 - 3 大気調査結果の年平均値の推移 (単位 : pg-TEQ/ m³)

年度	大清水測定局	環境基準との比較	幡谷測定局	環境基準との比較	加良部測定局	環境基準との比較
平成 13	0.29				0.065	
14	0.13				0.11	
15	0.088				0.068	
16	0.068				0.094	
17	0.041				0.042	
18	0.061		0.063		0.053	
19	0.068		0.048		0.039	
20	0.040		0.044		0.045	
21	0.039		0.033		0.043	
22	0.040		0.038		0.045	

加良部測定局は千葉県調査。

空欄は未測定。

(2) 公共用水域

ア 水質

本市では、平成 22 年度に根木名川水系 2 地点（新妻橋、新川水門）と、大須賀川水系 1 地点（柴田橋）において、一般環境の河川水中におけるダイオキシン類測定を行いました。測定結果は 0.24pg-TEQ/L（新妻橋）、0.37pg-TEQ/L（新川水門）、0.21pg-TEQ/L（柴田橋）で、3 測定地点とも基準値を満足していました。また県が行った測定結果は、根木名橋 0.19pg-TEQ/L で、基準値を満足していました。

表 10 - 4 水質調査結果

（単位：pg-TEQ/L）

測定日	新妻橋	新川水門	柴田橋
平成 22 年 8 月 10 日	0.39	0.52	0.26
平成 22 年 12 月 10 日	0.091	0.22	0.16
年平均値	0.24	0.37	0.21

表 10 - 5 水質調査結果の年平均値の推移

（単位：pg-TEQ/L）

年度	新妻橋	環境基準との比較	新川水門	環境基準との比較	柴田橋	環境基準との比較
平成 13	0.21		0.30			
14	0.79		0.90			
15	0.118		0.27			
16	0.099		0.19			
17	0.16		0.17			
18	0.15		0.30		0.30	
19	0.18		0.34		0.34	
20	0.22		0.28		0.25	
21	0.20		0.42		0.32	
22	0.24		0.37		0.21	

空欄は未測定。

表 10 - 6 千葉県水質調査結果（年平均値）

(単位 : pg-TEQ/L)

年度	調査箇所	調査結果	環境基準との比較
平成 14	根木名橋	0.20	
15	関戸橋	0.35	
16	関戸橋	0.16	
17	根木名橋	0.65	
18	根木名川橋	0.23	
19	根木名橋	0.54	
	根木名川橋	0.41	
20	根木名橋	0.15	
	根木名川橋	0.23	
21	さくら橋	0.23	
	根木名橋	0.43	
	根木名川橋	0.45	
22	根木名橋	0.19	

イ 底質

平成 22 年度に、新妻橋と柴田橋の 2 地点において、一般環境の河川底質中におけるダイオキシン類測定を行いました。測定結果は 1.0pg-TEQ/g (新妻橋) 、 0.98pg-TEQ/g (柴田橋) で、基準値を満足していました。

表 10 - 7 底質調査結果の年平均値の推移

(単位 : pg-TEQ/g)

年度	新妻橋	環境基準との比較	柴田橋	環境基準との比較	新川水門(県調査)	環境基準との比較
平成 13					27	
14					6.0	
15	0.71				13	
16	0.23					
17	0.28					
18	0.56		2.6		15	
19	0.28		0.72			
20	1.4		1.4			
21	0.84		1.1			
22	1.0		0.98			

平成 22 年度の調査日は、平成 22 年 8 月 10 日

空欄は未測定。

(3) 地下水

本市では、平成 22 年度に十余三地区、前林地区、大室地区において、一般環境の地下水水中におけるダイオキシン類の測定を行いました。測定結果は 0.067pg-TEQ/L (十余三地区) 、 0.067pg-TEQ/L (前林地区) 、 0.067pg-TEQ/L (大室地区) で、 3 測定地点とも基準値を満足していました。

表 10 - 8 地下水調査結果 (年平均値)

(単位 : pg-TEQ/L)

測定地点	測定結果	環境基準との比較	備考
十余三地区	0.067		一般環境
前林地区	0.067		一般環境
大室地区	0.067		一般環境

調査日 (地下水採取日) : 平成 22 年 9 月 14 日

表 10 - 9 その他の地下水調査結果 (年平均値)

(単位 : pg-TEQ/L)

年度	測定地点	測定結果	環境基準との比較	備考
平成 12	北須賀地区	0.11		一般環境 (県)
14	小泉地区	0.082		一般環境
	芦田地区	0.12		一般環境
	東ノ台地先	0.042		一般環境 (県)
	名木地先	0.040		一般環境 (県)
15	南羽鳥地区	0.030		一般環境
	吉倉地区	0.031		一般環境
16	駒井野地区	0.029		一般環境
	米野地区	0.030		一般環境
17	和田地区	0.069		一般環境
	北羽鳥北部地区	0.069		一般環境
18	大室地区	0.070		一般環境
	幡谷地区	0.069		一般環境
	新田地区	0.069		一般環境
	前林地区	0.048		一般環境 (県)
19	台方地区	0.069		一般環境
	松崎地区	0.069		一般環境
	西大須賀地区	0.069		一般環境
	幸町地区	0.032		一般環境 (県)
20	水掛地区	0.068		一般環境
	津富浦地区	0.069		一般環境
	小菅地区	0.067		一般環境
	水の上地区	0.046		一般環境 (県)
21	八代地区	0.070		一般環境
	新妻地区	0.070		一般環境
	成井地区	0.068		一般環境

(4) 土壤

本市では、平成 22 年度に大室地区、大和田地区、赤荻地区において、一般環境の土壤中のダイオキシン類の測定を行いました。測定結果は環境基準値を満足していました。

表 10 - 10 土壤調査結果

(単位 : pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果	環境基準との比較	調査が必要な濃度との比較	備考
大室地区	0.50			一般環境
大和田地区	2.9			一般環境
赤荻地区	6.4			一般環境

調査日（土壤採取日）：平成 22 年 9 月 14 日

表 10 - 11 その他の土壤調査結果

(単位 : pg-TEQ/g)

年度	測定地点	測定結果	環境基準との比較	調査が必要な濃度との比較	備 考
平成 11	赤荻地区	20			発生源周辺
	小泉地区	24			発生源周辺
	加良部地区	2.2			一般環境
12	寺台地区	13			一般環境（県）
	三里塚御料地区	11			一般環境
13	宗吾地区	29			一般環境
	南羽鳥地区	6.0			一般環境
	川上小学校 (旧大栄町)	1.3			一般環境（県）
	桜田小学校 (旧大栄町)	0.27			発生源周辺（県）
14	吉倉地区	6.4			一般環境
	幡谷地区	1.1			一般環境
15	長田地区	4.3			一般環境
	松崎地区	3.5			一般環境
16	押畠地区	0.19			一般環境（県）
	天神峰地区	6.5			発生源周辺（県）
	新泉地区	1.3			発生源周辺（県）
	フレンドリーパーク (旧下総町)	0.097			一般環境（県）
	吾妻三丁目地区	12			一般環境
	十余三地区	2.2			一般環境
17	郷部地区	0.0013			一般環境
	西三里塚地区	0.0018			一般環境
18	宝田地区	0.054			一般環境
	飯岡地区	0.49			一般環境
	名古屋地区	0.67			一般環境
19	北須賀地区	1.3			一般環境
	大清水地区	0.055			一般環境
	奈土地区	1.2			一般環境
	北羽鳥地区	1.7			一般環境
	十余三地区	1.8			一般環境

年度	測定地点	測定結果	環境基準との比較	調査が必要な濃度との比較	備 考
20	土室地区	0.65			一般環境
	南羽鳥地区	0.65			一般環境
	名木地区	0.035			一般環境
	滑川地区	0.042			一般環境（県）
	伊能地区	0.54			一般環境（県）
21	玉造地区	0.12			一般環境
	小菅地区	0.50			一般環境
	伊能地区	85			一般環境

3. 対 策

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律や大気汚染防止法に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などの対策が進められてきました。そして平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立、公布され、平成12年1月より施行されました。同法では廃棄物焼却炉等を特定施設と規定しており、特定施設から排出される排出ガス、特定施設を有する事業場から排出される排出水に排出基準が適用されます。また特定施設の設置者は、排出ガス、排出水及びばいじん等の自主測定を行い、県知事に報告することとなっています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、既に平成13年4月1日から、一部の例外を除き「野焼き」を禁止していますが、さらに平成14年12月1日から、焼却する場合の処理基準が規制強化され、「家庭用焼却炉」についても使用ができなくなりました。